

## ピアノ教室における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

### 1. はじめに

本ガイドラインは、当協会の会員の多数を占める、個人のピアノ教室事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成した。

基本的な考え方として各ピアノ教室は、事業者が所在する地方公共団体からの通知・要請に従い、また、生徒が通う学区の学校等の休校・再開状況に合わせる等より、総合的に判断し、各段階における適切な対応を行うものとする。

令和2年5月26日現在、緊急事態宣言が解除され、新規感染者数は徐々に限定的になっていると思われる。しかし、どの地域であれ、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式(厚生労働省ウェブサイト)に移行していく必要がある。今後の各地域の感染状況を踏まえて、ガイドラインは都度見直すものとする。

### 2. 当協会としての感染症対策の基本方針

- ① 国内において新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)が発生した場合、感染症を拡大させないためには、各ピアノ教室の行動変容、新しい生活様式への適応が重要である。
- ② 密閉空間、密集場所、密接場所の「3つの密」を徹底的に避けるため、マスクまたは、マスクとフェースシールドの着用、手洗い、身体的な距離の確保などの基本的な対策を実施する。
- ③ ピアノレッスン室では、防音室など要密閉空間なことが多いので、生徒の入れ替え時には極力時間を空け、こまめな換気や、鍵盤を中心とした設備の清拭(消毒することができない場合も多い)を徹底する必要がある。
- ④ 講師が自身の健康管理を徹底するとともに、マスクまたは、マスクとフェースシールドを着用する。また、感染拡大期、および、感染が十分に限定的となっていない期間においては、積極的にオンラインレッスンに切り替える必要がある。
- ⑤ 指導にあたっては、生徒と至近距離、あるいは身体に触れての指導を行うことも多い。他の業界のガイドラインでは、「できるだけ2mを目安に(最低1m)確保するよう努める」等と記載されていることが多く、施設が個人宅であることも多い当業界にあ

たっては、実際の運用は難しいと思われるが、極力、人と人の距離や、互いに向き合わない方向などを工夫する。できれば、2mを目安に(最低 1m)確保するよう努める。

- ⑥ 歌唱を伴う指導にあたっては、飛沫感染が起きないように、マスクまたは、マスクとフェイスシールドを着用する、既出の通りに身体的な距離を確保すること・ソーシャルディスタンスの必要を理解し、至近距離にならない等、十分に配慮する。
- ⑦ 感染拡大が収まった後にも、再び第2波・第3波が襲う場合も含め、オンラインレッスンをいつでも併用できることが指導の質の確保、教室の信頼につながるものと考えられる。
- ⑧ グループレッスンを行う教室は、グループの人数・規模を縮小させること、同席する保護者の数を限定すること、などを通じ、既出の通りに身体的な距離、ソーシャルディスタンスを可能な限り確保するよう努める。緊急事態宣言の発令下や、学校が休校の時には、個人レッスンよりも厳しい基準で対面レッスンの実施を判断すべきである。
- ⑨ 感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策、注意喚起が必要である。[厚生労働省ホームページ](#)
- ⑩ 感染症に関連するレッスンのキャンセル等には、この対策期間中は、柔軟に対応する。
- ⑪ なお、教室の中から感染が発生した場合の情報開示について、保健所等の行政機関の指示に従うことをご家庭・保護者にご理解を得ておく。感染者以外の生徒の情報も、報告する必要があることを、あらかじめ伝えておく。その他の目的には決して使用しないことも同時に伝える。

### 3. 感染の状況別・段階別の対応方針

#### <A:国内で感染が発生した時期>

→感染の拡大に備えて対策を検討し、場合により実施する。

・感染拡大防止対策を検討、実施。

・拡大期に備えて、オンラインレッスン(ビデオ通話アプリ等を活用した、リアルタイム相互通行型アプリ、もしくは動画アプリによる演奏動画の交換等によるレッスン)を検討あるいは実施する。

・生徒が通学する学区の学校の状況に合わせ、対面でレッスンを行えるかどうかを総合的に判断する。

#### <B:新規感染者数が増加・感染が蔓延している時期>

→感染の最小化を目指す。

- ・対面レッスンは最大限控え、オンラインレッスンを主体とし、実施する。
- ・雇用する講師等がいる場合、通勤は無くして人との接触機会を減らす。また、積極的にテレワークおよび時差出勤を活用する。
- ・対面レッスンを継続しなければいけない場合は、感染拡大防止対策を徹底強化する。

<C:新規感染者数が限定的となった時期>

→気を緩めずに対策を検討する。

- ・引き続き感染拡大防止対策を実施する。
- ・オンラインレッスンの実施に加え、対面レッスンの再開を検討、または実施

<D:新規感染者数が再び増加している時期>

→早期の終息を目指す。B:のところに戻り、「増加、蔓延期」の対策を繰り返す。

#### 4. ピアノ教室が行う「感染拡大防止対策」とは

##### (ア) 生徒向け

- ① 家庭での検温に協力いただく。発熱、風邪の症状がある場合、また、感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、同居家族、身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、通学を控えてもらう。
- ② 教室来訪時、マスクまたは、マスクとフェースシールドの着用を周知し、咳エチケット、こまめに手洗いを励行する。
- ③ 手をふくときは、ハンドドライヤーを避け、ペーパータオルを使用するか、個人用のタオル、ハンカチを用いるよう働きかける。
- ④ 生徒・家庭への注意喚起を実施するため、以下のように呼びかけ、該当する場合には、無理せずレッスンを欠席していただくように働きかける。

<ご案内の例>

次の症状がある方、該当する点がある生徒さん(保護者の場合も同様)はご欠席をお願いします。振替レッスン(オンラインレッスンも選択可能)に応じます。

- ・風邪の症状がある方
- ・熱がある方
- ・だるさ、息苦しさがある方。

- ・咳、痰、胸部に不快感のある方。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したとされる場所を訪れた方。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。

#### (イ) 指導者、講師向け

- ① 指導者、講師はレッスン日ごとに、検温を行う。発熱、風邪の症状など、(ア)①の症状がある場合は、レッスンを必ずお休みにすること。また、新型コロナウイルスの感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合も、同様にレッスンをお休みとする。
- ② 地域の感染状況や欠席状況を把握しておく。
- ③ マスクまたは、マスクとフェースシールドの着用、咳エチケット、こまめな手洗いを徹底。
- ④ 教室で手を洗う場所には、共用のタオルをおかず、ハンドドライヤーを避け、ペーパータオル、または個人用のタオルを利用いただく。
- ⑤ 従業員に関して衛生管理や3密対策を徹底する
- ⑥ 地域の実情に応じて、不要不急の外出、大規模集会、不特定多数の集まる場所へ出かけることの自粛。
- ⑦ 高齢者の生徒・従業員、持病のある生徒・従業員に対しては、とりわけ慎重で徹底した対応を検討する。
- ⑧ 可能な限りテレワークやローテーション勤務を行う。
- ⑨ 公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ⑩ 会議等や対面ではなく電話会議やオンラインを活用する。
- ⑪ 不要不急の出張、感染地域への移動は控える。
- ⑫ 重要では無い会議、会合、研修等を中止又は延期

#### (ウ) ピアノの手入れ・保管について

- ① 感染媒体になりやすいところと考えられるのは、鍵盤とその周辺、それに譜面台周りである。ピアノは、大きくアクリル鍵盤と、象牙黒檀鍵盤に分かれる。
  1. アルコール:アクリル製には不可。象牙黒檀鍵盤はアルコールで消毒できる。人工象牙にもアルコール消毒は適切ではない。ウェットティッシュとして販売されているものの殆どが「アルコール」を含ませてあるので注意が必要。

2. 台所用漂白洗剤:0.05%程度に薄めて布に塗布して拭く。そのあとよくしぼった布で拭き上げる。(0.05%とは、洗面器の水に一滴たらずくらい)ただし、鍵盤の材質がメーカーによって異なり、塩素系消毒液が不適切な場合もある。メーカーまたは調律師の方に相談するなどして、そのピアノに適した対処法をとる必要がある。

参考記事:[ピティナ・ウェブサイト](#)より

3. いずれの場合も、直接、スプレーなどを鍵盤に直接に噴霧すると、木材が水分を含み、鍵盤の動きに悪影響を与える。また、水分が弦に触れてしまえばサビを引き起こしてしまうので、いったん慎重に柔らかい布に噴霧(塗布)してから清拭するのがよい。

- ② 生徒のハンカチやタオルを使って鍵盤を拭くことは避けたほうがよい。

#### (エ) ピアノ教室の設備などの対応

- ① 密にならないよう、レッスン室への動線や、物の配置等を工夫する。
- ② 窓を開け放てるようにし、空気の流れを確保する。
- ③ 消毒液を入り口などに設置し、出入り時に利用していただく。
- ④ 高頻度接触部位(ピアノ本体、ピアノの椅子、譜面台、録音機材、ドアノブ、照明のスイッチなど)を特定しておき、消毒液で定期的に清拭する。
- ⑤ 固形石鹸は液体せっけんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。
- ⑥ レッスン室では、極力指導者と生徒、また待合の人との距離を確保する。他の業界のガイドラインでは、「できるだけ 2mを目安に(最低 1m)確保するよう努める」等と記載されていることが多く、施設が個人宅であることも多い当業界にあたっては、実際の運用は難しいと思われるが、極力、人と人の距離や、互いに向き合う方向などを工夫する。できれば、2mを目安に(最低 1m)確保するよう努める。また、可能な限り、常時マスク、またはマスクとフェースシールドを着用し、至近距離で会話する機会を避ける。
- ⑦ トイレは、便器内は通常の清掃が良いが、不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑧ 休憩スペースでは、マスクを着用し、休憩を分散する等一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。常時換気し、テーブルや椅子など共有する物品や不特定多数の手が触れるところは定期的に消毒する。従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。
- ⑨ ごみを廃棄する際は、マスクや手袋等を着用し、ビニール袋に入れて密閉して縛る。マスクや手袋等を脱いだあとは、必ず石鹸と流水で手を洗う。

※正しい手洗いの仕方

以下の手順で、30 秒以上、石けんを用いて流水で行う。

- (1) 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこする。
- (2) 手の甲を伸ばすようにこする。
- (3) 指先とつめの間を念入りにこする。
- (4) 両指を組み、指の間を洗う。
- (5) 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをする。
- (6) 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させる。

#### 5. 休業に対する考え方

- (ア) 都道府県知事から、施設の使用制限、休業要請があった場合には、適切に対処する。
- (イ) ピアノ教室の所在する学区の学校が休校となった場合、対面レッスンは基本的に休止し、オンラインレッスンに切り替える。活動の自粛を要請される一方で、休業補償が得られない可能性も高く、オンラインレッスンを活用することが求められる。
- (ウ) 感染が一時的に限定的になっても、ふたたび拡大することも考慮し、いつでもオンラインレッスンに切り替え・あるいは併用できるように準備しておくことが求められる。

#### 6. 生徒や指導者に感染症の疑いがある場合、感染が判明した場合

##### (ア) 感染症の疑いがある場合

- ① 生徒の場合は保護者に連絡をとり、適宜医療機関などに相談して指示を受ける
- ② 保護者に地域・およびピアノ教室内での感染症の発生状況について情報を提供する。
- ③ 受診結果は速やかに報告してもらう。

##### (イ) 感染が判明した場合

- ① 市区町村、保健所などと連携を図り、感染症が疑われる人数、症状、対応状況等を迅速に報告。助言、指示を求める。
- ② 治癒するまで、通学、出勤を停止する。
- ③ 感染者と濃厚接触した場合は、最後の接触日から2週間は通学、出勤を停止。
- ④ 他の生徒の健康状態についても記録、把握すること。
- ⑤ ピアノ教室の休業判断は、市区町村、保健所と相談の上、総合的に判断する。

#### 7. おわりに

以上の対策を実行すれば、ピアノ教室がクラスター感染の発生源となるリスクは抑えられるものと考えますが、万が一の感染発生時には一時的に休業するなどの措置を取る必要があります。

その際、迅速に対応し、事態の悪化を避け、積極的な感染防止対策を徹底すること、また、オ

オンラインレッスンを柔軟に活用し指導内容の質を保つ努力を通じて、ご家庭の不安を解消し、これまでの信頼関係を変わず積み上げることができるでしょう。

ピアノ教室に通う生徒たちの学びが止まらないよう、創意工夫と入念な備えを心掛けていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3)

本ガイドラインは、令和 2 年 5 月 30 日より施行する。

令和 2 年 6 月 4 日 一部改訂。